別記様式　（昭和四七公害調規二・一部改正）

12センチメートル

（表）

8センチメートル

第　　号

官　職　　氏　名

生　年　月　日

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第三十三条第三項の規定による　立入検査証

年　月　日発行（一年有効）

公害等調整委員会　　印

（裏）

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律抜すい

第三十三条　裁定委員会は、事件について必要な調査をするため、事件関係人の申立により又は職権で、左の各号に掲げる処分をすることができる。

四　事業場に立ち入り、業務の状況を検査すること。

2　裁定委員会は、相当と認めるときは、裁定委員又は委員会の職員に、前項の処分をさせることができる。

3　前項の規定により立入検査をする裁定委員又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

第五十九条　第三十三条第一項第四号又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。